

# 退職者・ご家族の皆様へ

新聞やテレビ等で報道されていますように、アスベストによる健康破壊は、アスベストを吸入し、潜伏期間 20 年～40 年を経て「癌」等を発病させます。まさに「静かな時限爆弾」です。

国労本部調査によれば、この間、国鉄・JR 関係で 7 名の方が労災認定され 6 名の方が亡くなられています。

政府は、7 月 29 日「アスベスト閣僚会議」を開催し、「事業者による退職者への周知」を含む、当面の対応策を決定しました。

国労は、本部・エリア本部・地方本部に窓口相談責任者をも配置し、鉄道退職者の会等と連携をはかりながら健康被害対策に全力を期したいと思います。以下、現状での取り組み方をまとめました。

## 1 「アスベスト」って何！

石綿は、天然の繊維鉱物です。耐火・耐熱性にすぐれ、断熱材等に幅広く活用されてきました。繊維一本の太さは髪の毛の 5 千分の 1 で、吸い込むと肺などに刺さり、劣化しないのが特徴で「癌」等を発病させます。

## 2 この間、7 人認定 6 人死亡

現会社	元職場	労災・認定	病名	状況	石綿に接触した作業内容
東日本	長野工場	00 年 1 月	中皮腫	98 年 9 月死亡	車両解体やブレーキ部品製造を担当
西日本	加古川気動車区	04 年 3 月	胸膜中皮腫	04 年死亡	ディーゼルカーのマフラーを修繕
東日本	品川電車区	04 年 6 月	胸膜中皮腫	04 年 3 月死亡	車両の床下を吹き飛ばしながら作業
北海道	苗穂工場	05 年 1 月	石綿肺	療養中	工場で機関車の検修業務に従事
東日本	大船工場	05 年 1 月	胸膜中皮腫	04 年 12 月死亡	電車の解体・修理・修繕業務に従事
西日本	鷹取工場	05 年 4 月	胸膜中皮腫	04 年 5 月死亡	工場で配管等の検査・修繕業務担当
東日本	大船工場	05 年 7 月	中皮腫	03 年 10 月死亡	グリーン車の天井や化粧板等を修繕

### 3 駅・入れ換え業務のも被害拡大

国労東京地方本部横浜支部は、8月11日、新鶴見操車場で入れ換え業務時に石綿を吸入し、胸膜中皮腫を発症させたとして「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」(旧国鉄を継承)に業務災害の申請をしました。貨車の入れ換え中に、ディーゼル機関車のマフラーやブレーキパット(合成制輪子)等の粉塵を吸い込んだとしています。

### 4 責任の所在と災害認定

厚生労働省は7月15日、通達(基発0715001号~0715005号)を発し、「退職した石綿従業者の健康管理について」の対策方針を打ち出しました。その内容は、事業者の責任として退職者の把握、労災補償制度の仕組みなどの周知徹底を求めています。

責任の所在は、JR時に石綿を「ばく露」し発症すればJRに、国鉄時代に石綿を「ばく露」し発症すれば、それを引き継いだ現「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が「業務災害」(労災適用ではなく)として認定し救済することになります。

### 5 健康管理手順

体調が良くない

息切れがひどくなった。咳やたんが増えた。顔色が悪くなった。激しい動悸がする。風邪が中々治らない。微熱が続く。やたら眠い。

鉄道整備・運輸施設整備支援機構に連絡

最寄りの医療機関で健康診断

受診の際に、医師に石綿作業に携わった旨伝える。

胸部レントゲン検査等による診断

健康診断の結果 有所見 疾病が確定

疾病 = 石綿肺、肺がん、胸膜・腹膜・心臓又は精巣鞘膜の中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等があります。

支援機構に業務災害申請

都道府県労働局長に健康管理手帳交付申請

国労は、 の段階から支援機構が実質負担とすべきと主張しています。(現時点の支援機構の回答は、検討させてほしい。よって、 に連絡の上、領収書は保管しておいて下さ

い。  
診断の結果、 の「疾病の内容」となれば、そこから業務  
災害の適用となります。

**「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」問い合わせ先（相談窓口）**

お住まいが福井、岐阜、愛知、三重以東の方

国鉄清算事業本部 東日本支社総務課 048-650-9537

お住まいが京都、滋賀、奈良、和歌山各県以西の方

国鉄清算事業本部 西日本支社総務課 06-6304-3076

発行

国鉄労働組合

東京都港区新橋 5-15-5 交通ビル 4 階